

八王子市立上巻分方小学校 学校いじめ防止基本方針

【基本方針】

『いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る』という認識のもと、常に、子供たちの変化や言動等にアンテナを高くするとともに、教育委員会や家庭、地域と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決の取組を徹底する。

- 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもち、教育活動を推進する。
- いじめられている子供の立場に立った親身な指導を組織的に行う。

1 未然防止や早期発見のための取組

(1) 心の教育の充実

- ① 学級において、年度当初及び毎学期始め、そして適時を考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の子供に徹底させる指導をしていく。また、いじめている子供、いじめられている子供だけでなく、いじめを傍聴したり、囁し立てたりすることもいじめと同様に許さないということを機会あるごとに指導する。
- ② 教育活動全体をとおして、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成していく。特に、道徳教育をとおして、このような指導を計画的に行う。
- ③ 日々の授業を中心に、子供たち一人一人が自己有用感を高められるようなきめ細やかな指導、支援を行う。
- ④ 児童会活動、学級活動等において、児童自らの主体的な参画による、いじめ問題への取組を充実させる。
- ⑤ 家庭や地域と連携して、体験的な活動を充実させ、子供の豊かな心を育むための取組を推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための取組

- ① 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、全ての児童にとって分かる授業を行うための授業改善に積極的に取り組む。
- ② 入学時・各年度の開始時に、児童、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。保護者と連携し、子ども見守りシート等を活用するとともに、いじめの早期発見に努める。
- ③ 日頃からチェックリストや子ども見守りシートを活用した児童の見守りと信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。
- ④ 毎月の生活指導部会時に、「学校いじめ対策委員会」の定期的な情報交換を行い、現状を共通理解するとともに、チームで組織的に対応策を検討する。また、「いじめ防止基本方針」を点検し、必要に応じて見直す。

- ⑤ 毎週1回の生活指導夕会において、気になる子供の様子や対応策について、全教職員で情報交換を行い、共通理解、共通取組を行う。
 - ⑥ 「ふれあい月間」を通して、いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、子供の実態を把握する。
 - ⑦ 毎月、生活アンケートを実施し、気になる児童から聞き取りをすることで、児童の不安感を取り除き、いじめの萌芽を早期に発見する。
 - ⑧ 道徳や学級活動の時間を充実させることで、児童が良好な人間関係を構築する力を育成する。
 - ⑨ 子供同士の人間関係が広がり、深まってくる5年生全員に、スクールカウンセラーによる面談を実施するとともに、他学年の子供たちへのスクールカウンセラーの教育相談を充実させ、アンケート調査では書けない悩みや思いを把握する機会を設ける。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する取組
- ① 発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施するとともに、家庭への協力を依頼する。
 - ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題がある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

2 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行うとともに、データ上で詳細な記録を残す。(いじめた子供、いじめられた子供、クラス全体、保護者、専科教員等)
- (2) いじめを受けた子供とその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った子供に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 上記(2)(3)を徹底して行うために、別紙のとおり、いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設けて、組織的に対応を行う。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

3 重大事案への対処

- (1) いじめ重大事案への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関（SC、SSW、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等）との連携、いじめの認知報告書等を活用した八王子市教育委員会への報告・連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
 - ① 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ② いじめを受けた子供及びその保護者に対して、必要な情報を適切に提供する。
 - ③ 教育委員会や外部機関（SC、SSW、子家セン、児相、警察等）と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

4 保護者、地域との連携

- (1) 本校の「学校いじめ防止基本方針」について、学校だよりやHP、保護者会等、様々な機会をとおして発信し、啓発に努める。
- (2) 7月、12月、3月の学年便りで各学年のいじめの状況や取組について発信する。